

連絡及び報告を行うこと。

- ④ その他、対象者の教育指導に必要な事項
- (5) 巡回訪問指導対象者の申請・報告・決定
 - ① 在宅者の保護者で巡回訪問指導を希望する者は、巡回訪問指導申請書を市町村教育委員会を通して県教育委員会に提出する。
 - ② 市町村教育委員会は、申請のあった在宅児の実態調査を実施し、訪問指導が適当であると認められる者について巡回訪問指導対象者報告書、実態調査書等を付して、県教育委員会に報告する。
 - ③ 県教育委員会は、市町村教育委員会の報告書の訪問指導員の勤務場所、定数の実情に応じて対象者を決定し、市町村教育委員会並びに保護者に通知する。
- (6) 昭和51年度訪問指導員設置場所及び員数

設置場所	設置人員
県北教育事務所	4名
県中教育事務所	2名
会津教育事務所	1名
いわき教育事務所	3名
計	10名

第9節 へき地教育

本県における、へき地学校数は「第3章第6節へき地対策（へき地学校の状況、本県へき地学校の概要）」の項で述べているが、県全体の学校数に対して、小学校は35.4%、中学校では24%を占めている。また、その分布を地域別にみるとへき地学校全体の44%が会津方部、26%が県中南部、22%が浜方部、8%が県北方部となり、会津方部に高度へき地指定の目立つのが本県へき地の特色である。

これらへき地、山村、過疎地域の教育振興を図るため、下記事業の実施に努めた。

1 へき地教育担当教員研修会

- (1) 趣 旨
本県の複式学級及び3個学年複式学級は、333学級、担当教員335名で、担当教員のうち約3分の1が新しく担当した者である。これら複式学級担当教員（110名）に対し、複式用教科書の活用のしかた、各教科学習指導計画の立てかた及び指導方法、シート式磁気録音機の活用のしかた等を中心に研修し、複式学級学習指導法の改善・向上を図ることを目的としている。
- (2) 期日と会場
昭和51年8月9日(月)～11日(水) 3日間
福島県教育センター
- (3) 指導助言者
 - 義務教育課主幹、主任指導主事、指導主事
 - 東和町立木幡第二小学校水舟分校

教諭 高野 一

- (4) 研修内容
 - 複式学級指導上の諸問題
 - 複式学級における社会、理科、図画工作の学習指導法
 - シート式磁気録音機の活用と、操作実習及びシート作成法

2 へき地教育研究指定校

- (1) 趣 旨
本県へき地学校における学力向上を図るため、へき地における小学校及び中学校において、へき地教育に関する課題を研究し、へき地教育の改善とその振興に資するため研究学校を指定し、その地域の研修センターの役割を持ち、これら研究の成果を各へき地学校に普及活用させることを目的として設置していゆ。
- (2) 指定校と研究主題

学校名	校長名	研究主題
昭和村立野尻小学校	横山 義 悦	学習を個々に成立させるための学習指導はどうあればよいか。 —算数を中心に—
飯館村立小宮小学校	宮 沢 甲子郎	みずから学習力を育てる学習指導はどうあればよいか —理科を中心に—

3 複式学級学習指導計画例の作成

- (1) 趣 旨
年次計画により、本県の実態に即応した小学校、体育、道徳の複式学級学習指導計画例を作成し、複式学級の学習指導の改善・充実に努め、へき地・過疎地域の教育振興を図ることを目的としている。
- (2) 作成年次計画

年 度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度
教科領域	国語 社会	算数 理科	音楽 図画工作	体育 道徳	家庭 特別活動

- (3) 作成会議
第1回 5月6日(水)～7日(金)
第2回 7月13日(火)～14日(水)
第3回 9月29日(水)～30日(木)
第4回 11月11日(水)～12日(金)
- (4) 作成委員会及び配布
作成委員は、現場担当教師及び指導主事をもって充て、現場担当教師は公立小学校教諭で複式学級担当経験者で専門的識見を有し、執筆能力のあるものがこれにあたる。
体育6名、道徳6名、教育事務所指導主事2名、義務教育課及び保健体育課担当指導主事等で委員会を構成し、複式学級学習指導計画例を作成した。
作成後は、複式学級及び3個学年複式学級を持つ学校167校並びに各関係機関に配布し、複式学級学習指導の改善に役立てた。